

大北森林組合等補助金不適正受給事案に係る 法的課題検討委員会設置要綱

(設置)

第1 大北森林組合等補助金不適正受給事案の関係者に対する損害賠償請求等について、法的に複雑で様々な課題を専門的かつ客観的な視点から検討するため、大北森林組合等補助金不適正受給事案に係る法的課題検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

- 第2 委員会は、別表の委員を持って組織する。
- 2 委員会に委員長を置き、委員長は、委員が互選する。
 - 3 委員の補助を行うため、委員補助員を置くことができる。

(会議)

第3 委員会は、委員長が招集する。

(事務局)

第4 委員会に関する業務は、担当する副知事が統括掌理し、その事務局は、総務部コンプライアンス・行政経営課及び林務部森林政策課に置く。

(補則)

第5 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 28 日から施行する。

別表

氏 名	職
石津 廣司	弁護士
碓井 光明	東京大学名誉教授
林 一樹	弁護士